

様式第4号（第11条関係）

基建第696号

平成29年7月28日

第16区長

米原 昭善 様

基山町長 松田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成29年6月20日付けで提案がありました、町道北部環状線のカーブミラー設置要望につきましては、平成30年度中にカーブミラーの設置を行います。

2 取扱いの理由

設置要望箇所につきましては、町道北部環状線へ進入する際に、民家のブロック塀と生垣により視認性が悪くなっており、また、けやき台駅への送迎等により非常に往来が多い区間ですので、カーブミラーを設置いたします。

平成29年度に、町道北部環状線2丁目付近及び白坂久保田2号線に交通安全施設を設置し、順次整備しており、要望箇所については平成30年度中に設置いたします。